

都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

生産緑地

(2) 都市計画の内容

都市計画生産緑地中、入地第2号及び川原代第2号、八代第2号生産緑地を変更する。

都市計画生産緑地中、貝原塚第3号及び貝原塚第5号、貝原塚第6号生産緑地を廃止する。

(3) 都市計画を変更する土地の区域

龍ヶ崎市 南中島町 字中島前の一部

川原代町 字小屋の一部

藤ヶ丘二丁目の一部

松ヶ丘一丁目の一部

松ヶ丘三丁目の一部

城ノ内五丁目の一部

(4) 変更案の作成理由

龍ヶ崎市では、平成3年の生産緑地法改正に伴い、市街化区域内の農地のうち、宅地化しない農地を指定し、生産緑地として長期的に保全することで、農業と調和した良好な都市環境の形成を図るため、平成4年10月22日に、48地区、面積約4.91haを生産緑地として指定した。その後、平成8年、平成13年、平成18年、平成25年、令和2年、令和3年、令和4年に変更を行い、現在は42地区、面積約6.55haを生産緑地として指定している。

今回の変更は、当初、平成4年に指定した生産緑地のうち、特定生産緑地に指定されなかった生産緑地について、指定から30年を経過したことを事由として、生産緑地法に基づく買取申出がなされ、諸手続きが完了し、行為の制限が解除されたことに伴い、当該生産緑地の区域及び面積が変更となったため、本案のとおり都市計画の変更を行うものである。